委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事•市区町村長等 | |
|------------------------------|---|----------|
| | ○ 知事 | ● 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 愛知県 | |
| 3. 市区町村名 | 瀬戸市 | |
| 4. 届出番号 | 16 | |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 120-2 | |
| 6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス | http://www.city.seto.aichi.jp/docs/2016092700016/ | |

執行機関名 瀬戸市長

不妊治療費用の補助に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------------------------------|---|---|
| ①事務の名称 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの | 瀬戸市一般不妊治療費等助成事業実施要綱による一般不妊治療等に要する費用 の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 97 | |
| ③番号法別表第2の項 | 119 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第2 3の項 瀬戸市一般不妊治療費等助成事業実施要綱による一般不妊治療等に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所 | 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年五月三十日法律第 五十号)第1条 | 瀬戸市一般不妊治療費等助成事業実施要綱 第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第1条 この法律は、難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。)の患者に対する医療その他難病に関する施策(以下「難病の患者に対する医療等」という。)に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。 | 第1条 この要綱は、 <u>不妊に悩む夫婦</u> に対し、体外受精及び顕微授精を除く不妊治療及び検査(以下「一般不妊治療等」という。)に要する費用の一部を助成することにより、その <u>経済的な負担の軽減</u> を図り、もって、 <u>少子化対策の充実</u> を図ることを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 瀬戸市一般不妊治療費等助成事業実施要綱 |